昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日にあたるときは、その翌日）

目　次

◇告　示
家畜伝染病にかかつている家畜の発生
鶏、あひる、その死体又はニューカツスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の出入及び移動を禁止する区域

告　示

鳥取県告示第四百二十二号

家畜伝染病にかかつている家畜の発生があつたので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和四十五年六月九日

鳥取県知事　石　破　二　朗

家畜伝染病の種類	家畜の種類	戸数	羽数	発生年月日	発生場所	転帰
ニューカツスル病	鶏	五	五、三三八	昭和四十五年六月八日	米子市尾高、下郷、赤井手	焼却又は埋却

鳥取県告示第四百二十三号

ニューカツスル病のまん延を防止するため、ニューカツスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第二条の規定に基づき、鶏、あひる、その死体又はニューカツスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の出入及び移動を禁止する区域を別表のとおり定める。

ただし、船車に登載のまま通過するもの及び家畜防疫員の指示により移動するものは、この限りでない。

昭和四十五年六月九日

鳥取県知事　石　破　二　朗

別表

米子市尾高、下郷、赤井手